

埼玉県市町村総合事務組合公報
第3号

発行
さいたま市浦和区仲町
3-5-1
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇
条 例

- 市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 1 頁
- 規 則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…… 2 頁
- 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 6 頁
- 市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則…………… 7 頁

市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月1日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

組合条例第3号

市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年組合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例第10条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた市町村消防団員等公務災害補償条例第10条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第9条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

埼玉県市町村総合事務組合
 管理者 富岡勝則

組合規則第1号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和59年組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第7を次のように改める。

別表第7 昇格時号給対応表（第20条関係）

給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13

26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	21	37	38	46	43	30	30
55	22	38	39	47	44	30	30
56	22	38	40	48	44	30	30
57	23	39	41	49	45	31	30
58	23	39	42	50	45	31	31
59	24	40	43	51	46	31	31
60	24	40	44	52	46	31	31

61	25	41	45	53	47	31	31
62	25	42	45	54	47	31	
63	26	43	45	55	48	31	
64	26	44	46	56	48	31	
65	27	45	46	57	49	31	
66	27	45	46	58	49	31	
67	28	46	47	59	50	31	
68	28	46	47	60	50	31	
69	29	47	47	61	50	31	
70	29	47	48	62	50	31	
71	29	48	48	63	50	31	
72	30	48	48	64	50	31	
73	30	49	49	65	50	31	
74	30	49	49	66	50	31	
75	31	49	49	67	50	31	
76	31	49	50	68	50	31	
77	31	49	50	68	51	31	
78	32	50	50	68	51	32	
79	32	50	51	68	51	32	
80	32	50	51	68	51	32	
81	33	50	51	69	51	32	
82	33	50	52	69	51	32	
83	33	51	52	69	51	32	
84	34	51	52	69	51	32	
85	34	51	53	69	51	33	
86	34	51	53	70	51		
87	35	51	53	70	51		
88	35	52	53	70	51		
89	35	52	54	71	52		
90	36	52	54	72	52		
91	36	52	54	73	52		
92	36	52	54	74	52		
93	37	53	55	75	53		
94		53	55				

95		53	55				
96		53	55				
97		53	55				
98		54	55				
99		54	55				
100		54	56				
101		54	56				
102		54	56				
103		55	56				
104		55	56				
105		55	56				
106		55	56				
107		55	57				
108		56	57				
109		56	57				
110		56	57				
111		56	57				
112		56	57				
113		56	57				
114		56					
115		56					
116		56					
117		57					
118		57					
119		57					
120		57					
121		57					
122		57					
123		57					
124		57					
125		57					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

埼玉縣市町村総合事務組合

管理者 富岡 勝則

組合規則第2号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中「100分の200」を「100分の205」に、「100分の240」を「100分の245」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 富岡勝則

組合規則第3号

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年組合規則第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を「又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」に改める。

別表第4常時介護を要する状態の項中「172,550円」を「177,950円」に、「77,890円」を「81,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「86,280円」を「88,980円」に、「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第4の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。